

特殊健康診断 | 電離放射線健康診断

実施すべき時期

放射能業務に従事し管理区域に立ち入る労働者に対しては、雇入れ時または、当該業務への配置替え時および、その後6ヶ月ごとに1回、定期的に次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

電離放射線障害防止規則第50条

実施する項目

- 被ばく歴の有無の調査及びその評価
- 赤血球数、血色素量(ヘモグロビン)、ヘマトクリット値の検査
- 白血球数および、その百分率の検査
- 皮膚の検査
- 白内障に関する眼検査

料金

健康診断項目	健康診断内容	料金(税込)
電離放射線健康診断	上記1~5	¥3,300

※線源の種類や医師の判断で検査を省略可能な場合もありますが、当院ではすべての検査を実施いたしますのでご了承ください。